

## 全体会議経過報告

(分科会に関しては分科会ごとの報告が掲載されていますので、その他、全体会議で討議された部分のみ報告させていただきます。)

### 一日目

#### 基調講演に対する質疑応答

久 古 今ご説明をいただいた中で、一番最後に問題とられた修法問題についての提議ですね、これは分科会の中で、どういうふうな位置づけ、どういうふうな議論していくのか、教えていただきたいと思ひます。

座 長 この修法問題につきましては、昨日運営委員会を開きまして、この基調講演の原稿を検討しまして、どうしても今私達が避けて通れない問題であるから、各分科会でこの問題については、細かく話し合いをしていただくということで時間もとってございます。

土 屋 今所長さんから、そういう状況をご説明いただきましたけれども、そういう実務を担当しております教務の方から、何かご説明があつてしかるべきじゃないかと思ひますが、その点はいかががでしょうか。宗門的な問題ですので、一つ把握しておいてよからうと思ひますが、経過なり、教務の方の立場で、また意見書なども出ていたようなこともありますので。

座 長 課長さん。

富川課長 ただ今ご質問をお聞きいたしましたのですが、宗務院主催のこうした会でございますので、私をご説明申し上げることは、やぶさかではございませんが、頂岳部長が本日ご出席でございますので、一応部長見解を述べていただいて、その後にも、もしも部長のご許可がいただければ、課長の方からでもご説明させていただきます。ただこうと思いますが、いかがでございますでしょうか。

座 長 ただ今、この問題の取り扱い方について質問がありましたけれども、課長さんの方としては……。

富川課長 私、お答えさせていただきますが、一応、所管部長がおいででございますから、所管部長とまた意見が異なるということも出た場合には困るかもしれませんが、前もって部長さんのお許しがあれば、ご説明するようになっていますが、前もってこの問題について、頂岳部長さんが、まず部長としての見解を述べるということであれば先に述べていただいて、その後述べさせていただきます。よろしゅうございますが、どういたしましょう。(拍手)

座 長 ただ今、富川課長の方から、所管の部長さんがご出席なさっていますので、部長さんの方からの説明があれば、また、部長さんの方から課長の方に依頼があれば、課長が説明をしてもやぶさかではないが、まず部長さんのお話を聞いた方がよからうというようなご意見かと思えますが、時間が大変ない訳でございますが、問題が問題でございますので、

富川課長 部長さんのご許可があれば、課長だけの説明でもよろしゅうございます、と思えますが。

座 長 なるべく簡潔にわかりやすく、それでは部長さんの方から、お話をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

頂岳部長 担当部長の頂岳でございます。昨日就任したばかりで、本日ここで基調講演の内容もみさせていただきます。

した。宗務当局といたしましては、現在、統一見解を策定中でございますし、この修法問題の経緯につきましては、それぞれの立場で非常に違う見解をもっておられる訳でございます。この基調講演に書いてあります内容も、現宗研の石川所長が断わっておられますように、石川師個人の見解となっております。私の個人の見解もこの内容とは全く違います。かように、現在の修法問題についての見解は、多種多様でございますし、私は教化研究会議のテーマにはなじまない課題だと思っておりますけれども、こういう時でございますから、皆さんが、それぞれの意見をお出しになって研究されましたならば、それは参考意見としてお伺いさせていただきますということでございます。修法問題の経緯につきまして課長が説明いたしましたならば、大変長い時間もかかりますし、見解の相違も多々ございますので、どうか一つ各分科会でお話しになるということでございますから、それぞれ個人見解を出していただいて、それを参考として聞かせて貰うということで、今回の研究会議の話し合いの一つに加えていただけますならば、結構と存じます。以上でございます。

## 土

### 屋

検討する為にそういう話しが聞きたいと思うのですが、各部会に分かれてしまつては、課長さんがどこに顔を出して下さるか分かりませんので、この場でお聞きした方がいんじゃないかと思ひますが。(拍手)

## 小

### 川

小川と申します。私も今の方と同意見で、やはり分科会に分かれますと、私は新潟から出てきておりますが、まったく今、東京で行われていることが、一部の宗内の新聞でしか知らされておりません。詳しいことはよく解りません。お聞きすれば、課長さんの方から上申書が出されたような話も伺っておりますけれども、その内容がよく解らないような事態でございます。折角おいででございます。教務の課長さんなり、課長さんがまずければ、現宗研の所長さんがこれだけきちんとご説明下さったのですから、私は現宗研の主任さんでもよろしいと思うのですが、所長さんの内容について、もう少し具体的に経過を説明していただければ、分科会の討議内容が深まるのではないかと思うのです。今のままではとても分科会で討議しろと言われても、

材料不足ではなからうかという気が致します。正直申しあげて、疑心暗鬼の状態が蔓延しているようで、本  
当に残念な気がするのでございます。その辺、もう少し事実が知れたらと思ひますが。

座長

皆様のご了解をいただければ、本席に教務の富川課長がご同席されていますので、見解あるいは現状につ  
いて、ずつとその渦の中にいらした一番生のものを持つていらつしやると思ひますので、もし昼食の時間が  
くい込みますが、それを承知で、みなさまのご了承をいただければ、ここで少し時間を取りたいと思ひます  
が、いかがでしょうか。(拍手) ありがとうございます。富川課長お願いいたします。

頂岳部長

先ほども申し上げました通り、教務部の教務課長という公的な立場でございましてから、公的な立場と個人  
的な見解というのは大変違います。もし、個人的な見解を公的な立場と誤解していただきますと、公的な立  
場にある我々は大変困りますので、私は、どこまでが個人的見解か、どこまでが公的見解か、公的見解はま  
だ出ておりません。現況報告されるのは、そういうことを踏まえてお聞き願ひたいと思ひます。今、修法問  
題で、いろいろ意見が出ておりますけれども、宗内大混乱というニュースがございまして、決してそういう  
ことはございせん。二、三の意見が出た段階です。いろいろの見解がございまして、それはその見解を聞き  
まして検討して、修法問題の具体的な処理に善処するということが、私どもの役目でございます。そういう  
ことを踏まえて発表していただきたいし、また、皆さまにお聞き願ひたいと思ひます。

座長 富川課長よろしくお願ひ致します。

富川課長

頂岳部長より公的な立場、私的な立場を充分心得て述べよというお許しが出ましたので、私も突然のご質  
問でございますから、特に詳細な資料を持つておる訳ではございませんので、極めて粗雑な後報になると思  
ひますが、以要言之で述べさせていただきますと思ひます。

この背景につきましては、ただ今石川所長が縷々述べられまして、印刷物にもなっておりますその通りの

ことでございますが、修法制度検討委員会が長瀬内局のりに出来まして、この委員会に對しまして、この修法制度、教育制度全般的見直しにおける修法のあり方といえますか、そういう形での諮問がなされた訳でございます。その後、内局が渋谷内局に変わりました、前内局の諮問いたしましたことがらをそのまま引き継ぎまして、再諮問ということになりました。会合を重ねまして、一月の二十七日、検討委員会から総長宛に答申書が出た訳でございます。この答申書につきましては、先般、修法師会連合会代表者会議の折にもお配りをいたしました、いろいろと報道関係を通じまして、すでに皆さまお読みになっていらっしゃると思いますが、この答申の内容は二つございまして、二つの柱だと思えますけれども、一つは身延山に行堂分置するという事柄、もう一つは中山遠寿院の行堂を容認するという二つの事柄でございますが、これが二つの主たる内容になっております。

答申書には、修法規定の改正案までつけられまして提出されておりました。そして、特に委員長さんのご要望として、定期宗会にこれを提案すべきである、してもらいたい、という要望がございました。答申案でございました。私ども課長会といたしましても、非常に関心のあるところでございまして、特にこの答申の内容を検討いたしますと、先程石川所長が申し述べた通り、本来教育制度全般という大きな視野の中から、行法・行軌の問題から本来の教育制度の中における位置付まで、そうした基本になる議論が、答申の内容としては欠落している部分があるのではないかと。分置容認というものが一つの技術論と申しますか、狭いとか混乱をしているとか、そういう理由によって分置をすれば、修法制度が内包しているいろんな問題が一挙に解決出来るという、あらくいえば内容になっておりますので、もう少し本論、正宗分になる部分が答申書には欠けているのではないかと議論をいたしておりました。

答申書が出ましても、どうも院議によってこの内容を検討することなく、そのままいろんなうわ

さで臨宗を開いて、これをやっていくのではないかとか、いろんな問題が出てきました。さすがに定期宗会での提案は、準備の都合で出来なかったと思いますけれども、定宗の後、そういったような動きがうわさとして聞こえてくる。という中で、四月六日の日に私も課長といたしまして、内局に要望をいたしました。というのは、内局のプランと申しますか、内局の宗門試策は、やはり部長会・院議によって充分やりあげて、宗会の場に出していくということが基本であると思う訳でございます。しかし、この問題、大きくマスコミ等で問題になっておるにもかかわらず、宗門内局として院議に一回もかからない。こういうことでは困るので、強く四月六日の日に要望いたしました訳でございます。おやめになった部長さんの中にも、これは内局として院議の場で論じ合わないというのはおかしい。一回とことん問題点を提出して、話し合いをすべきではないかというご意見もございましたが、私どもそのつもりで内容を検討し、院議の日を待っておったのでございますが、それを五月の十二日の日に院議をやるうと。徹底的に部課長でこれを一つ俎上にのせてやるうと。いうことを決定した訳でございます。しかし、その十二日の院議の前日に部長会が行われまして、この部長会の決定として、この答申案の二つの骨子を踏まえて、一応これは和解条項というものがありませんが、部長会の統一見解としては、これは和解条項に違反をしない。したがって、この二つの主旨をふまえて臨宗に向って進むと、ただその時期については総長さんに一任をする、といったような決定をいたしました。十二日徹底的に論じ合おうという院議の場におきましては、報告で終わってしまった訳です。この方針案にそって臨宗を開く方向である。したがって教務部としては、その主旨を踏まえて当局提出案を作成せよ、という御下命があった訳でございます。私どもといたしましては、五月十二日の院議の日に内容について検討し、いろいろと問題点を摘出して、宗門が答申書をどのように受けとめるかというのを論じ、内局としての方針を決定すべき院議になるかと思つたのですが、そのような経路で内局としてこれを進めていく形が、私ど

もの方にご報告としてあつたわけです。五月二十四日に、教務部で作成するであろう当局案を提出せよというご命令でございまして、五月二十四日は、教務部で作る内局提案の内容を検討するという院議になった訳でございまして。私も課長会といたしましては、議論するところなく、これを当局案として提案する素案を作らなくてはならないところになった訳でございまして、大変苦悩いたしました。基本的には、これは議論があるところで、公的な立場、私的な立場、どのようにご判断してよいか解りませんが、課長会一同といたしましては、和解条項というものを部長会では違反しないという見解をお聞きした訳ですが、やはり、これは当時のそれぞれの最高議決機関の方々が署名をし捺印をして、後日の為に紛争のおこらないように和解条項というものを裁判所が仲裁をして交付したものでございまして、それはやはり当事者、それぞれの方々が円満な合意というものを経て、新しい形に進んでいくなら進んでいくということが、基本的な事項ではないか。一方の当事者が、そういうふうを考えるのはおかしいという議論もある訳ですが、すでに解散をしてしまった、中山妙宗はもうないのだから、日蓮宗がどこに加行所を置いてもいいという議論もあるわけです。しかしながら、現に中山法華経寺というものが、その法華経寺のお立場で、現在答申書にそつてすすめていく宗門が大きな混乱にまき込まれるのではないか。当事者間が合意に達して、そこから修道の交流というか、大きな観点に立つて進めていく、それが常識的な内局運営のあり方ではないかという課長会の見解に達しました。二十四日の内局提出の案は、やはり和解条項というものに違反する内容になっておりますので、ここは議論があるところだと思いますが、これはできないということをお願いしようと思っております。二十四日を待つておりました。二十四日の次の日には、会派の会長幹事長会議を開催いたしております、あわただしい状況になっておりました。二十四日は、全課長が、総長さん部長さん方に、この課長の見解を申し上げて、更に検討していただくという立場にたつて、その日を迎えたわけ

でございますが、一向に院議の招集がかからないという状況になりまして、私どもも待つておったのであります。一向にかからない。そこで私は教務部長に聞いたのです。「今日は確か重要な院議があるはずですが」「いや、それは今日はないのだ。やらない」こういうことなのですね。私も、総長さんのところへ行きました。二十四日の今日の院議はどうなったのですか」と言いましたら、今日はやらないことになったということ、甚だどうも重要な問題を今日論じなければならぬのに、あしたは会長幹事長会議なのに、どうということになっていいのか解らない。そこで、私どももいたしましたしましては、発表の場を失ってしまいますので、文書を急擬作成いたしましたして、総長さんに直接お手渡しをした。これは進退極まつて、お出ししたということが真相でございます。論議を尽くして内局としての統一的な立場に立つていこうというのが、課長の基本的な立場でございますから、そういう立場に立つてあくまでも進んで行きたかったのでございますが、そのような約束が守られなかったということで、文書にしてお出しをした。その内容については、すでに皆さんお読みでございますから、この説明は省略させていただきます。けれども、その後、各地区からいろいろな上申書・意見書が出て来ておりまして、ただ今、頂岳部長さんは、宗門は混乱していないというご見解でございますけれども、今後内局がどのような方針でこの問題を進めていくか、どうか一つ充分宗内院議において、議論をつくしていただきたいというご要望も申し上げた次第でございます。そういう状況でございます。

これも後ほどお叱りを受けるかもしれませんが、宗門の顧問弁護士というものがおりまして、長谷川弁護士、永倉弁護士、志村弁護士と、いらっしやるわけなんです。私どもその後、総長さんに強くお願いを申し上げまして、一度、和解条項に違反するかしないかという問題について、お呼びをして聞く会を持っていた。この願いは聞き入れられまして、来ていただきました。志村弁護士さん、長谷川弁護士さん、



二人おいでになりまして、特に志村弁護士さんは、和解条項の素案を作られた、大変内容に詳しい方でございます。そのことに関して森副総長さんが、いろいろとお聞きになったわけでございますけれども、この弁護士さんのお答えの聞き方も、あるいは違う解釈もあるかもしれませんが、課長一同のとらえ方は、明解に、これは和解条項に問題あり。違反するだろう。もしもこれを強行した場合には、大変な問題になると述べられたように、私は記憶しております。事情変更の法則というものは、あるということはおっしゃいました。しかし今回は、これに当てはまらない。一方の当事者がだめだと、このようにいつている訳です。から、その原則はあてはまらないのではないか、というように明言されておったように私は聞いております。他の課長もそのように聞いておる訳ですが、部長さん方は、それと反対のようにお聞きになっていらっしゃるようでございます。そこで、顧問弁護士さんのご意見というものは、重んじていかなければいけないのではというふうに私どもも思います。その後、また、部長の退任等がございまして、今日に至ったわけでございます。

この問題は非常に重要な問題を含んでおりまして、やはり当時中山法華経寺の御聖教を確保するということが大目的、当時あった問題ではないかと思うわけでございます。国宝の『安国論』『観心本尊抄』はじめ、百数十点の御聖教が戻ってくるかどうかということが、当時の宗門人の最大の関心事ではなかったかと思われるのでございます。このことよつて、矛盾があつたにせよ、行堂の一本化ということが一つの条件となつて御聖教が戻つて来たのでございます。再びこの問題が、現在いろんな問題を起して、また、長い闘争となり、各教区、管区の方々が宗門と違背していくことになりまして、これは宗門のため、法のため、マイナスになつていく。このように私は認識いたしておる次第でございます。決して私ども、内局とことを構へてものを申している訳ではございません。慎重な内局運営、混乱のない内局運営、そうして今、宗門が

掲げておりますお題目総弘通が交流していくように願うところでございます。

甚だ粗雑でございますが、尽しなところは後ほど教務部長より、また、ご説明があると思います。

## 頂岳部長

課長の説明を補足させていただきます。第一点は、部長会・院議で、修法検討委員会の答申案について、具体的な審議がなかったという話でございますが、それはその通りでございます。また答申案に対する具体案を審議する段階に内局がいたっておりませんので、事実を延引いたして、今日までになっている状況でございます。しかし、和解条項の行堂一本化、いわゆる身延山行堂と遠寿院行堂を公訴人法華経寺に一本化するという条項についての法的見解につきましては、先程話ございましたように、志村弁護士と長谷川弁護士を宗務院に呼んで、課長・部長がいろいろ法的見解を聞きましたけれども、話というのは聞き方が如是我聞で、部長さんの聞き方と課長さんの聞き方が反対のような状況でございますので、あらためて八月一日をしめ切りに、長谷川弁護士、永倉弁護士と新しくこの間弁護士にされました浜弁護士に、文書をもつて解答をお願いいたしました。永倉弁護士は、解答できないからということございました。けれども、長谷川弁護士、浜弁護士は文書をもつて解答していただきました。その文書をもとに、内局といたしましたは、統一見解を作成しております。大体の要点は、両弁護士とも身延山行堂の再開及び遠寿院の容認は、この和解条項第六項に違背するものではない。これはちよつと法律的なことばなのですが、和解条項の第六項は、決して遠寿院の容認や身延山の再開を拘束するものではないという法的見解を得ました。法的には間違いない。和解条項第六項には拘束力はないということは確定しておりますけれども、先程課長が申しあげました通り、やはり関係者が充分話し合つて、慎重に解決すべきことであるということは間違いない。これから部長会・院議も開きまして、また関係者とも話しまして、この修法検討委員会の答申案というのは、決して身延山の行堂を再開しろ、遠寿院を容認しろ、というのが目的ではございません。これは手段でござ

いまして、いかにして現在の修法道を交流させるか、いかにして現在の加行所を清浄化するかという問題を検討した結果、その第一の足がかりとして、身延山の行堂を再開し、遠寿院の行堂を容認したらどうかという答えでございます。私どもは、現在おかれております日蓮宗加行所の諸問題を検討いたしました、また、宗内各聖のご意見を拝聴いたしました、皆さまがご指摘のように、現在日蓮宗加行所はこれでよいのか、それにお答えする方策をたてたいと思っている訳でございます。その手段の一つとして、身延山の再開や遠寿院の容認が出て来るかも分かりませんが、内局の目的は日蓮宗加行所をいかに清浄化するか、修法の交流をいかにするか、将来の為に修法道はどういうふうにもつていったらよいか、というのを目的といたしまして、いろいろ検討したいと思えます。折角、大事な教化研究会議で、修法問題ということについて時間を賜り、しかも皆さまの貴重なご意見を出されるということでございますから、しっかりと出していきたいとして、私たちのためになるようなお教えをお願いしたい。そういうことで報告を終わらせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

座長 それでは、この問題は打ち切らせていただきます。

## 二日目

### 修法問題に対する討議

座長 修法問題について、質疑に入らせて頂きます。

釈(岐阜) 先程の顧問弁護士の書面を皆に出して頂きたいという意見が、各分科会にたくさんございましたが、弁護

## 井 座

士の意見書を書面で見ておわかりになるのかどうかということが一つの疑問です。その前に部長、課長さんもおおいでになります。そういう顧問弁護士の見解書を宗会等で報告されているんですか。その前に、ここで公開することを要求するのはどうかと思いますが。もう一つは、第五分科会で、宗門公論に書かれていることが宗門や当局に反映していないという意見があったようですが、宗門公論というのは、それほど権威のある新聞なのですか？

私は、この教研会議の場において、宗門公論が神聖なる管長が辞任かというような記事を出し、最近、望月総務からのそんなことはありませんという見解が、沼田新報に出ておりました。ここに持っておりますけど、池田大作がマスゴミと言って嫌っておるようなマスコミでも、天皇陛下のことは大変慎重に書いている日蓮宗の宗門公論が、身延山の法主であり、管長の辞任かというようなことを書いてることをないがしろにしていては、方向が間違っているのではないかと、この会議に来て痛感したわけです。日蓮宗新聞等において訂正するとか、宗門公論に謝罪記事を載せるとか。宗門公論はとっていない方もあると思うので、日蓮宗新聞等において訂正記事を載せて頂くようにお願いします。

長 宗門公論でなく、立正公論の間違いではないですか。

本 ただ今のご発言にありました。立正公論とか宗門新報という私的などうか、そういう文面をこれは間違、本当だというようなことで、そういう新聞を見て混乱していると思います。私が申しあげるのは、二点あります。

一つは、前現宗研の所長であり、宗門にとって歴史的な大事件であった昭和四十七年八月七日当時の伝道部長であり、宗門の責任役員であられた長谷川僧正に、お教え願いたいと思います。当局にお聞きすればいいのですが、当局にお聞きすると、部長さんと課長さんの間でも初めから答が違ってくるので、どこで聞いた

らしいのかと思い、私はあえて長谷川僧正にお教え願いたい。ということは、現宗研前所長という名前で、今おっしゃった立正公論に、「宗門の現況を憂慮し、闕宗に訴う」という生の声が載った事実がございます。そこには、宗門人として愛宗護念の護法の念が諄々と説かれてある。そして宗会の最後の所に、各派各聖への姿勢に対しても、懇請・懇願をするとはつきりお書きになっております。その論旨に、私的な新聞ではあったが、長谷川僧正が名前をお書きになって述べていらつしやる。その教えに対し、今も私たちはこうあらなきやならないと肝に銘じております。

さて、そこで私たちは片田舎にいて、第一線で寺族や檀信徒にも力をかりながら、大聖人の立正安国という祖意を寺や家庭や社会の中に顕現しようと思二無一になつている者でございますが、その私たちの耳に種々の情報がとび交い、最後には管長、法主猊下のひざもとの総務さんからも、私の所へも手紙が入つてまいりました。どの情報を信じていいのか全くわかりません。不透明なまま混乱しているのが、現況だと思います。

あれは六月十日の記事だったと思います。長谷川僧正のこの修法問題に關しての所見を受けたまわつて、我々の今後の取るべき道を示唆して頂ければと、このように個人的なものでございますが、一点思っております。

第二点目でございますが、昨日、今回の修法問題に対する経過説明の中で、教務部長さんの所見の中に、宗門の顧問弁護士である長谷川正浩師も和解調書等について提出を願つたが、何か私の聞き間違いではないかと思つたぐらいますが、抵触をしないというような文書回答があつたやの発言でございましたが、この件に關しても、長谷川正浩師というのは長谷川僧正のご子息でもあるし、私自身司法民事の調停をやつておりますが、確かに法の解釈というものは難げなものでございます。素人である私達が法を解釈するには、本

当に評二つに分かれてしまう問題があると思いますが、この件について第一分科会で先生から助言があったように、今報告を聞きましたので、できうれば長谷川先生の答申に対するものを、ご子息とお話し合いをなさっておるならば、できたらわかりやすく皆の前でご説明を願えればありがたいと思っております。この二点お願いしたいと。

座 長 ありがとうございます。今、井本上人の方からの修法問題の所見と、長谷川正浩弁護士の文書回答につ

いてお願いいたします。

長谷川 質問にお答えいたします。六月十日号の立正公論に書きましたことは、私自身の全部の責任において、お答えをいたします。

実は、昭和三十七年だったと記憶しております。第十七回でしたか、記憶がありませんが、調べればすぐわかる。宗会指名内局が生まれた。つまり、宗務総長は宗会によって選ばれる。私は、その時宗会議員の現職でありました。そして、同志とあいはいかつて、今日の同心会をこしらえた一人であります。それから、当時無所属クラブといわれたグループがあつて、それが今日の正全会のルーツであります。宗会によって総長が選ばれるということになりますと、必然生まれてくるのが、会派であります。そして会派の目的は、宗策研修集団でなければならぬという認識で、我々は会派結成に加わったわけです。ところで、我々の集団にとって、何が存立の目的であるか。布教伝道であります。一天四海皆帰妙法に向かつてひたすら布教伝道にしたがうことが、目的であります。宗務行政も、立法機関も、すべてこの大目的を達成するための手段であります。ここで、目的と手段の論理をしつかり踏まえていかなければいかんと思う。その集団の世界における会派は、宗策研修集団。私はその後も議席をもち、責任役員にもなり、たえず宗策研修集団であるべきことを主張してまいりましたが、なかなかそれが、私自身の主観的な独断と偏見であつたかもしれませんが、

うまく地につかなかった。

そこで私は、六月十日号の末尾に、正全、同心、同志の議員諸聖に訴えたい。本来の宗会指名内局の根源に立ち返って、会派は、本当の宗策研修集団になつてほしい。側聞するところによれば、集団マキャベリズムが横行していると聞く。手段が正しければ、目的の達成がうまくいくはずがない。虚心担懐。この宗会指名内局、発生の原点に返って、お考え頂きたいと懇請いたしたのが結びでありました。そのことを主張したのでありますが、この考え方は間違つてはおりません。

それから、六月十日号に出ましたあの節文は、五月二十五日現在をもつて書いたものであります。その時の状況を、私の主観と云えば主観でありますけども、かえりみて宗政に携さわること三十数年、そういう実践の中から、私は本当にこのまま行つたら包括法人日蓮宗を積極的に結成していく理由がない。そこまで憂いたんです。これは、観念的ではありません。これは、自ら所長を二期やり、宗議を何期もやり、伝道部長、新聞部長という宗団の実態の中から、実践の中からつかみ取つた認識に基づいてあれを書いた。

ところが、倅の弁護士に言わせれば、やっぱり素人の一論議にすぎなかつた。プロの前には、太陽の前の月のようなもの、笑われました。しかし私の言わんとするところは、プロ達の法理論上の理論に合致しないかもしれないけれども、読んで下さつた方はご理解願っていると申す。時間がありませんので、第一件のご説明はそれでお許しを頂きたい。

それから、実は、タベ弁護士に連絡を取りました。自分が書いて日蓮宗務総長渋谷総長に出したものは、代表役人に出したものである。したがって、これを読みたいと願望する被包括法人の代表役員、ご住職達は読むことはできる。そこで守秘義務ということがある。弁護士にとって一番大事なものが、守秘義務である。この文書に対して、守秘義務はないのかと言つたら、ぜんぜんそういうものはない。はっきり言いました。

ということは、活字になつてもいいし、読みたい人は読んでもいいし、ということでありませう。法理論はそんなつております。

ところで、今、息子のことだから親父が知っているであろうと、話せと言いましたが、そうはいきません。これだけのもんであります。

例えば、問題になつてゐるのは、荒行堂を宗教法人中山法華経寺に一本化すると。それだけのこと。ところが荒行堂についても、三つも四つも理解の仕方を示す。宗教法人中山法華経寺という文言についても、二つの意味がある。半分ぐらいいしか分かりません。そういう分析を行なつた上で、一本化ということの意味には、例えば六つ考えられる。だから六人の弁護士が論争できるとのこと。六つ挙げておる。ですから、これを見て長谷川弁護士賛成だというふうに受けとめる人もあるはずですよ。ということも、私はこれによつて勉強しました。ちよつと読んでみますと、

二、法律行為の解釈に不可欠な言葉の技術、ということとはわからないんです。我々は言葉の技術によつて覚書第六項を分析すれば、右に見たごとく、いくつかの結論を導き出す結果となる。これは六つばかりではない。七つも八つもあるでしょう。そこで我々が検討すべきは、日蓮宗の宗門人としての共通の価値観、こういうことは大事ですね、を踏まえて、前に見た複数導かれる結論のうち、いずれを選択するのか、あるいはいずれを選択してはならないのかという問題が生まれてくる。その次にいろんな専門的な説明がございまして、その選択においては、要するに二つあるという。その二つの具体的事情についても述べております。

さて、第三というところで、昭和六十三年一月二十七日の修法制度検討委員会委員長の答申における「中山遠寿院の加行所を容認すること」「身延山久遠寺に加行所を分置開設すること」は、前記一本化に反するかどうか、次に検討されるべき課題である。



一、一本化の意味が前述のように行場、すなわち、物的施設の一本化を含むのであれば、この点において右答申は、和解条項に反することになる。分置とは、文字通りに読めば、「分けて置く」ということである。一カ所に置く一本化とは、あい反する概念である。分置しても、なお「一本化」という意味をもたせるためには、教権の主体が中山法華経寺にありというか、人的組織が中山法華経寺の人的組織に取り込まれているか、あるいはその双方の要件を満たすことが必要である。これの説明を省略してまずから、私自身もよくわかりませんが、とにかくそういうことであります。

しかし、ここが大事で、本件和解条項中覚書第六項は、前にも述べたように、教権の主体や人的組織は、むしろ日蓮宗、本宗の人的組織の中に取り込まれており、人事権も本宗にあると解される。これはわかります。これは、中山法華経寺にはない認許権もみな宗務総長の辞令でしょ。そういうことを言っているはずで、人事権も本宗にあると解される。したがって、分置しても、なお、これを互いに結びつける要素が和解条項にはない。うたつてない。修法規定改正案中にある正伝師が、三つの加行所を総括すること（同規定案第六条）。これが三つを結びつけるものであるとしても、これは和解条項とは無関係である。分置しても、和解条項という一本化に反しないというためには、和解条項自体の中に、三加行所を結びつけるものがなければならぬ。

遠寿院容認についても、右とまったく同様である。遠寿院の処置については、やっぱり遠寿院の宗教規則にしたがって、解説してるといふふう主張してあるが、法理論的には、遠寿院規則と本宗宗政の優劣関係の問題に帰する。遠寿院が本宗に包括された以上、本宗宗政にしたがわなければならない。したがって、たとえ遠寿院規則に本宗加行所を設置できる旨の条項があろうとも、遠寿院が本宗に包括される限り、その寺院規則を変更する義務を法人は持っている。我々素人にもわかりますね。こういうことが、うやむやになっ

ている。だから遠寿院の容認についても、今、一本化に述べた論理と法理論がいつしよだと。

第二点、右の結論は、本宗宗門人としての共通の価値観とかけ離れるものであろうか。もしそうであるならば、共通の価値観に基づいた解釈に軌道修正をする必要がある。これは話し合いということです。要するに、以下この点を検討する。本件につき宗門内の論争が久しい。中山法華経寺が宗務総長に出した申し入れは、これは三月と四月に來てます。一方の当事者の意見であるから、これはしばらく措くとしても、宗務院課長全員が、連名で宗務総長宛に出した意見具申書、各地の修法師会における答申に批判的な意見、各会派間においても意見が分かれていること、三法縁の見解、等々を考慮に入れる時、右の結論は宗門人としての価値観と全くかけ離れた所に存するとは認められない。

第三、一方、答申に賛成する意見も宗内において多々みられる。ご存知の通りであります。その理由とする所をすべて精査しているわけではない。しかし、これもまた、「言葉の技術」の優劣は別として、すなわち分置しても、一本化に反しないというためには、覚書第六項は何を一本化したものかを説明しなければならぬ。その説明の材料は、前にあります。これによつて賛成する人は、説明しなければなりません。答申が和解条項に反しないとする見解を立てるため、どうしても法理論上いる。しかし賛成する側は、賛成する側において、宗門の価値観としてこれは存立しているわけです。このように、結論が宗門を二つに分ける程になつた場合、どのように考えるべきであらうか。価値観が二つに分れて、「やめよう」「開けるじゃないか」。そして弁護士が六人よれば、六人それぞれの主張ができるという条項になつている。

検討事項として、第四、和解条項本文第六項には、「当事者双方、および参加人らは、——中略——和解条項などを誠実に履行し、将来再び裁判上、裁判外の紛争を起さないことを互いに誓約した」旨規定する。この規定があります。私は今、井本上人が言われたように、当時責任役員でありましたから、和解条項がそ

らになるほど今でも頭に入っております。だから、この和解条項をみんなで守って、将来再び裁判、及び裁判外の紛争を起こさないことを誓約している。石田裁判長の下で、これは添付された覚書が将来再びいずれも協議を要する事項にかかわるため、直ちに和解条項本文のように強制的に履行させることが不可能であるから、このように記載して、双方十分誠意を尽くして協議し、再び裁判上、裁判外の紛争を起こさないとしたものである。そういう要因の下に、こういう覚書が作られた。

さて、前述のように宗門を二つに分けるような意見の相違があるとしたならば、当時者間の誠実な協議を、何をおいても、さておいても行なわねばならない。これも、さっきの報告をみると、どこの部分においても話し合い、話し合いといったことはこういうことで、その通りです。専門家もそう言っております。宗門を二つに分けるような意見の相違、しかも、ささいな事柄ではありませんよ、これは。当事者間の誠実な協議を何をさておいても行なわねばならない。これを私は、六月十日の素人論文だけでも、あの「闔宗に訴う」の中に書いたことでもあります。

これが行なわれないとするならば、この点において、すでに和解条項に違反するものである。話しあえと和解条項はいつている。裁判を起こすなといつている。誠実な話し合いをすべしという点においては、宗門人の価値観として、解釈が二つに分かれることはありえないであろう。あたり前ですよ。そうでしょ。話しあえという価値観は、これは唯一の判断の基準であります。

第五、終わりに。ここが大事です。本諮問は、本宗顧問弁護士としての小職になされたものである。しかしながら、顧問弁護士は、本宗全体の利益のため、共通の価値観に立脚して対外的な法律問題の処理にあたることをその主たる職責にする。一方、本諮問における問題は、そのような顧問弁護士の職責にはなじまない。素人の私にもわかりません。すなわち、本件は本宗宗門としての共通の価値観がさらに分かれる分野であ

る。このような問題は、法律的な結論を出すことによっては、最終的に解決されえない。断言しています。意見の違う宗門人のそれぞれの異なる価値観の反映だからである。

これは、倅に聞いた話じゃありませんが、私の素人考えでは、裁判をやれば、また十年、二十年続くという事です。法理論的に言えば、そんなことでは解決できませんよ。あの和解調書が出来る前に、正確なこととは忘れましたが、何十年という程かかってますよ。だから、それを心配して言っているんです。このような法律的な問題は、法律的な結論を出すことによって、最終的な解決は得られない。意見の違う宗門人のそれぞれの価値観の反映だからである。

顧問弁護士が法律的な意見を述べることにより、顧問弁護士自身が宗内の紛争に巻きこまれ、ますます紛争が深く、大きくなるばかりであることを、本宗のために憂うるものである。現在の紛争は、法律的な紛争ではなく、将来の宗門をいかにすべきかという政策論争である。これはあくまで宗門人の良識と、それに基づく誠実な話し合いの中で解決されるべきものである。以上。

冒頭だけをちよつと紹介しておきますと、昭和六十三年一月二十七日修法制度検討委員会委員長長久村諦道師より答申された通り、「中山遠寿院の加行所を容認すること」「身延山久遠寺に加行所を分置開設すること」は、東京高等裁判所昭和三十一年（ネ）第九百四十号登記抹消等請求控訴事件につき、昭和四十七年八月五日に成立した和解調書に照らし、許されるか否か。こういう諮問を受けた。

三分の一しか読みませんでした。しかし読んでみたところで、最初のところはね、私法学会ですからね。私の法ですから、学界、実務界の合意について六点ほど述べております。法解釈とは、どういうもんだ。いろんな解釈の仕方がある。そこに「言葉の技術」という言葉がすつと出てくるけれども、素人にはよくわかりません。例えば第三のところですね。法律行為の解釈の正しさは、事実認識や論理的推論の問題として、

## 蓮 議

客観的に決められるものではなく、解釈者の価値基準からみた正しさに他ならず、唯一の正しい解釈というものはありません。「俺の言う事は本当だ、お前の言うことは間違っている」ということは最初から成り立たない、ということのようでございます。

これは私の私見ではございません。夕べちゃんと念押しをして、私見をはさむとすれば、日蓮宗宗務総長渋谷城隈下宛、闍宗に宛て彼は書いたものと理解して、あえて申し上げたわけでございます。それから、「立正公論にお前書くと尾谷師は言っていたけれども、いいかね」と、「もういいよ」守秘義務には反しないと法律的な回答を得ましたから、そんなつもりはなかったけれども、夕べに弁護士自身の言質もとりまして、しかし、私見を加えないで、弁護士自身の責めにおいて書いたものをおとりつぎ申し上げて、井本さんの解答にしたいと思う。

長 ありがとうございます。他にご意見は。

見 私、千葉県北部の運営委員をおおせつかつております蓮見と申す者でございます。私たち千葉県北部は、紛争の一方または二方とも考えられます中山法華経寺、それから遠寿院を抱えております。そのようなこともありまして、二つ程質問をさせていただきたいと思えます。

千葉県北部は、教師の数が三七〇余名でありまして、そのうち寺院数は一四八、他の教師数二二九の殆どが法華経寺、または法華経寺山内に属しております。その中で非常に重苦しい雰囲気があるのは、皆さまご想像に難くないと思うようなわけでございます。一言を申させていただきますのも、このようなことでございます。

一点、現宗研の所長さんにお伺いしたいのですが、この教研会議は、一言で申しますと、草莽崛起、草根の運動であると常々お伺いしております。これは私が解釈をいたしますと、いわゆる下からの盛り上がり、現場教師の布教体験交流の場であると理解してきたわけでございますが、このような考え方から、石川所長

のご私見の基調報告の最後の修法問題に関するこれからの修法道の在り方につきましては提案の中で、各教区十カ所に、教区毎に初行の行堂を設置するということを骨子とした、これからの修法道についてのご提案がございしますが、簡単に申し上げますと、何か一カ所に中枢の本部があつて、そこからある限られた相承の責任者が各教区に派遣されて、ひと色の色どりをもった加行所が開設されるのではないか、という恐れも含んでおると思うようなわけです。

我々が進めてきました、草の根の運動、いわゆるボトムアップの運動とはまた違う。上からの権力が一カ所に集中するような、トップダウンの要素もあるのではないかなと思うようなわけでございます。この点について、どのようにお考えになつて、これを提出なさつたのか、お伺いしたいと思います。よろしく願ひします。

それから、二点目でございますが、非常に千葉県北部では重苦しい雰囲気があります、八月の半ばごろに本音で語れということでございますので、聞いたままで報告させていただきましたが、宗門要路の方が中山法華経寺さんに参つたそうでございます。ご機嫌伺いという理由で参つたそうでございますが、その席上で、実は修法問題でということでお火をおきりになつた。その時に中山法華経寺さん側が、宗門のしかるべく筋を通したお話しならばお受けするけれども、現状においてはお受け出来ないとお断りしたところ、異常な暴言をはかれて、大変迷惑をしたというご報告も上げております。

このような問題があると思われるわけでございますが、制度上で違法性が問われておりまして、また危険性もある。それから、現実的にはまっとうな政策を通さない。非常に暴挙とも思えるような不信感があるわけです。その裏に、マスコミ等で黒い霧があるのではないかと言われるようなことがあるが故に、尚一層憂えるわけでございます。この点につきまして、主任の赤堀上人の方から、どのように觀察をなさっているの

か。人の名譽にもかかわることかもしれないが、そのへんの表現は難しいと思いますが、ご質問したいと思わうわけです。

## 座 長

第一点の石川所長の基調講演の中の蓮見上人のご指摘のところは、これはきつとビジョンですから、これから話し合う材料としてお書きになったことであつて、きつとそうじゃないですか。簡単に。

## 石川所長

今回の全体のテーマが、各寺各管区の教化とお題目総弘通運動というテーマですね。管区の教化をどう進めていくのか。その中にいろんな教化方法があるわけですが、修法も、やはり教育の問題であると同時に教化の問題です。そこで、どういう風に地域の活性化、特に地域の布教活動の活性化ということを図りながら、先ずもつて自らが衿を正し、清浄、自浄作用をはたしていくという基本的な姿勢に立つて、教区における行堂を設けるということも、一つの考えとしてあるのではなからうかと。これは、全体的に私の私案でして、誰に相談したことではないのですけれども、先程の長谷川先生の話の中の法律的な結論の中からは導きだせない問題で、あくまで教育上・教化上の基本的な姿勢に立つて、この問題をとらえなければ、新たな展開は望めない。むしろ先程の報告をみておりましても、私が基本的な姿勢をここにすえないと、これからの宗門のあり方への展望は導き出せないのではないかと、前から思っていたことです。そこで一つのプランとして、これがいいかどうかということは全体の検討を経なければならぬことですが、こういう考え方もありうるのではということですね。先程草莽崛起の問題がありました、やはり行とは、まず自行を励むことにありますので、自らが発心して、修行を重ねていくという心構えをもたなければならぬわけですね。制度的に決められたから義務的にいくというのでは、これはいわば世間的な制度上のことであつて、信仰の次元ではないということになります。

したがつて、まず清浄に信力を増進していくということ、まず教区に入っていく。そういう自らの盛り

上がりを基本にしなければならぬということです。ただ修法の場合は、「唯授一人師資相承」ということがありますがね。本当に「唯授一人師資相承」になっているかどうか、という根本的なものから、今問い直すべきというのが、私が昨日言った問題提起なんです。それを前提としたうえで、「唯授一人師資相承」の人、足りえる人を作り出して、その人が、いわゆるトップリーダーとして教えていく。こういう形をとらなければならぬ、ということがあろうかと思う。これは指導する側、指導される側というのは、いろんな形でありえるわけですので、上から一色にするというのはありえないし、むしろ、ここに書いてある教区ですね、地域単位における修法相伝の違いというのがあったわけです。それを生かしながら、地域教化の中で修法を位置づけたらどうかということです。あくまで下からのあり方。上・下というのは本当はおかしいのですが、そういう主体的、自発的なあり方というものを基本に据えて、ただ、指導上の問題については、「唯授一人師資相承」という基本的なものとして、指導関係が与えられるのではないか。そういう一つの私個人の、私案と書いてありますように、そういう考え方が、これからの教育上・教化上の中で修法問題を位置づける本来的なあり方ではないかというのが、私の観点で、政治的な問題について政治的に対処する、あるいは法的に対処する。そういう立場をそろそろ宗門は脱皮をして、教育上・教義上の観点から、これを新たにとらえ直すべきではないかということです。

### 釈(岐阜)

最初、私が立正公論に管長辞任かということを書いたことに対して、日蓮宗新聞にでもそれを謝罪させるようなことは、教務部長さんにお伺いになっていらつしやらないでしょうかということ、私、質問したわけですが。私は、身延の法主さまは、九十人目の日蓮聖人だと思っております。そういう方に対して、ああいう記事を軽々しく書いた事に対して、何とか考えなくてはならないと思う、我々は、仏祖に対して異体同心になることによって、和解するのではないかと思っておりますから、まずそういうことを正していた



だきたいと思うわけでございます。

座長 それでは、積上人のご指摘にございました立正公論の紙面に対して、当局としては何か謝罪文の掲載なりがあるのかというご質問がございましたが、教務部長さんいかがですか。

教務部長 後程答ええます。

座長 それでは、先程蓮見上人の方からご質問、要望のありました、第四分科会の座長さんからも要望事項として出ています、現宗研赤堀主任にこの修法問題について一言、経過、ご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

赤堀主任 先程、蓮見上人の方からご質問のありました件というのは、明確にちょっとわからないのですが、何か表に出ないというようなニュアンスの言いにくいようなことでありますが、そっちの方のことででしょうか。

進藤 蓮見上人いかがですか。どういう部分のご説明を…

見 昨日は富川課長さんから宗政の動きについて非常に詳しく、また、混乱を招いているのではないかというご報告をいただいたわけですが、赤堀主任からは、外から見た、またはマスコミでございませつか、いろいろ風聞もございませつか、こんなことも考えられるのではないかという、本当にお伺いできる範囲のことで結構ですので、お話をしていただけならありがたいと思います。

赤堀主任 わかりました。非常に難しい問題で、情報というのは皆さんがご存知のように、先程ありましたフォーカス、或いは文芸春秋の六十二年度の十一月号ですか、そうしたものに宗門といろいろ土地問題を起されてい  
る方、或いは日蓮宗門に対するかかわり、そうしたものが触れられておりました。

しかしながら、その問題に対して私たちには査察権がございませつか、事実かどうかということを確認することはできません。ただ私が思うのは、そうしたことに對して、当事者である久村諦道師、或いは日蓮

宗として何らかの対応というものをしなければ、逆にいけなかつたのではないかというふうに考えます。逆に、そうしなかつたということは、黙って見過ごせば世間はそのまま忘れてしまうという考え方も出来るかも知れませんが、しかしながら、先程現場で実際に活動していらつしやる方にとっては、これは大変な痛手の一つではないかと思うのです。私自身もやはり、私自身が気が付く前に檀家の方が持つて参りまして、「お上人さまこんなところに、こんな記事が出ているけれど、これは本当なのかどうなのか、はつきり教えて欲しい」と突きつけられました。しかしながら私はそれに対して、久村諦道師、宗門の要路の方にそれを糺すことも出来ませんし、何らかの解答もございませんでしたので、これは真実であるとも虚偽であるともお答えできません。

本園寺問題でも、いろいろ宗門で文書類について調べているようですけれども、宗門には警察権とか検察権がございませんので、そうしたことは殆ど不可能に近いのではないのでしょうか。ただ、あちらこちらからのいろんな情報、大変な量のいろいろな金銭的な問題、利権にからむ話が入つてまいります。この問題が、本当か虚偽であるかある程度明らかにして頂きたいというのが、私の真実の気持でございます。我々は、警察のようにいちいち取り調べることは出来ません。しかしながら、これだけ宗門内外にそうした噂というものがあります。是非ともこの点におきましては、内局の方々が何らかの方法を講じて、事態收拾に動いて頂きたいと思うわけでございます。

それから、私自身の考えをいくつか纏めてみますと、今までに各宗務所長さんから出された意見書、これは、宗務所の約過半数を越えております。昨日教務部長さんが二、三とおっしゃったのですが、全部総合して二、三の問題点ということかも知れませんが、約過半数の宗務所管区から意見書が出てきております。そ

これらのことを基にして問題点を整理してみますと、先ず院議・部長会など、ルールにのっとった会議が開催されていないようにみえる。これは我々当事者でございますので、本来ルールにのっとった会議を開催しなければならぬわけですが、昨日の富川課長の話にもありましたように、院議という実際の日蓮宗の活動を決めていく機関を通さずに、決定機関である内局決定だけによって、今回の問題が遂行されようとしていた、というところが多少あつたのではないかと思うのですね。昨日部長さんの方から、まだ話す時期に来ていないというお話がございましたのですが、私自身の記憶によりますと、すでに五月十二日に院議の席で総長より臨宗開催する旨の表明がありまして、教務部へ分置容認を骨子とする改正案の作成を下命されております。その時点で、この問題は一つの結論を下したというふうには、私自身考えております。

それから二番目に、中山法華経寺、身延山久遠寺、中山遠寿院との充分な話し合いが持たれていない。これは先程蓮見上人、千葉の北部、私も自坊が千葉北部でございます。内局の方々から、遠寿院とは良い方向で話が進んでいると聞きました。それならばいいということで、実は北部の所長さんにお会いする機会がございましてお伺いしたところ、「いやそんな話は聞いていない。遠寿院親子揃いまして、中山法華経寺の方においでになって、今回の宗門の容認ということはお受けしないというふうに申し上げてきました」というふうにお伺いしたんです。そういうところが、どちらが事実かというところが、あいまいなところがあるかもしれません。北部の宗務所長さんはすぐ隣のお寺でございますので、まさか私たちに虚偽なことをお伝えするわけではないと思っております。

そのことに関しては、先程立正公論とかいろいろ問題になっておりますが、ここに遠寿院の取材記事が載っております、そこにある程度詳しく書かれていたのではないかと思えます。

それから三番目に、加行所の分置容認は、必ずしも行堂の正常化とはつながらないというふう思うわけ

であります。これは答申案の中に出てきております、行堂内の行僧の行規に対する不履行、要するに行規を正しく守らない。或いは大変な金品が飛び交うというような点に対して、どのような方法を講じたならば正しい修行が出来るかという点に対して、解答がなされているわけですが、その大前提が分置容認。そして、その解決策が分置容認手段。手段と最後の結論とが同じになってしまっているわけです。本来でしたらならば、しかるべきこうした方法によって、こういうような内容によって分置容認をすべきであるという結論として導き出されていかなければいけない点、既に前提となってしまうという点に、胡乱さを覚える訳です。

このことをあわせまして、説明の中で中山行堂が大変狭隘になっている。ますます加行僧は増えるのに対して、行堂は狭すぎる。十分な修行ができないというようなことが述べられておりますけれども、先日、東京西部の宗務所管区におきまして、前永井財務部長さんが退任の説明会の時に、田辺寿昭、前中山法華経寺の主任さんですが、現在の規模の中山法華経寺の行堂において、三百名までは十分に収容できるということ、を明言されております。

それから、中山法華経寺の裏側の方には割合土地が広く空いていると。そちらの方に建て増すこともできるとも聞いております。そうした説明を私は聞いて、はたしてどちらが本当なのか。どれほどの中山法華経寺の建物の大きさがあるのだろうかということ、私は存知ませんので、そうした狭隘になるという根拠をお示し頂きたいと思うわけです。これは私だけというよりも、方々の宗務所から出てきました意見書等の中を纏めた、大方の方が問題にされている点であります。

それから四番目に、国法である高等裁の和解の調書に違反すると思われる。これは、ただ今長谷川先生から大変丁寧な正浩先生の法解釈をわかりやすくお示し下さいました。非常に難解なものでございますけれど

も、やはり文書の形で我々が拝見いたしましたして、はたしてこれはどうとらえるべきかと、それをみんなで話し合っただけかなければいけないのではないかと思うのです。

それから五番目に、今のことと関係しますが、顧問弁護士の見解を聴取することなく、正しい形で外部に宣伝しているとは考えにくい。これは、今こうした形で長谷川先生が出て下さいましたので、始めて我々はその実態を明らかに知ることが出来るわけですが、どうも今の長谷川先生のお話を聞いたかぎりでは、あまり明確でないふうにおっしゃいましたのですが、どうも今の長谷川先生のお話を聞いたかぎりでは、あまり明確でないように思われるわけがあります。やはり、それにつきましては、正確な情報を出して下さいまして、それに対しての皆さんの意見によって、宗門の方向を決めていくことが、正しいやりかたではないかというふうに思います。以上のように、各地から出てきたものを整理しまして、少し私見を述べさせてもらいました。

座長 それでは、最後に教務部長さんの方からお話をお伺いして終わりたいと思います。

教務部長 それではまとめてお答えいたします。

立正公論に謝罪させたらどうかというお話でございましたけれども、立正公論は私的な新聞社でございますから、宗務院の方から管長猥下の記事について謝罪しろということは差し控えたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

先程、赤堀主任の説明の中で、部長会・院議がルールに従って行なわれていないというような説明がございましたが、部長会・院議は、毎月所定の通りルールに従って行なわれておりますけれども、この修法問題につきましては、院議ならびに部長会にかけるといことが中断したままになっているという現状でございますので、誤解のないように。今の説明では、院議も部長会もやっていないじゃないか、というような誤解がある、と思えますので訂正いたします。

それから、中山、身延、遠寿院と十分な話し合いが行なわれていないかということですが、話し合いは行なわれております。しかし、十分ではありません。現在中断の状態です。話し合いは何度もいたしましたけれど、これも諸種の状況によりまして中断の状況でございます。

分置容認は、行堂の正常化とつながらないのではないかというお話がございましたけれど、修法検討委員会の答申が分置容認が加行所の正常化とつながっているという答えを出しておりますので、宗務当局としては、その答申に従わざるを得ないということを、ご了承願いたいと思います。

和解調書に違反するという説明がございましたけれども、私、昨日申し上げましたとおり、顧問弁護士、長谷川弁護士と、新しく顧問弁護士にお願いいたしました浜弁護士の方からは、この行堂と分置は和解決項に違反しないという確定のご報告を頂いておりますので、長谷川弁護士の意見書と浜弁護士の意見書を合わせて、統一見解として皆さまにお知らせいたしたいと思います。したがって、顧問弁護士に相談することなく云々というの間違いでございますから、訂正させて頂きます。

本日に本日は沢山の修法問題に対するご意見を賜りまして、担当部長としては深く御礼申し上げる次第です。まさに宗門の根底を揺るがすような重要な課題でございます。この問題を解決するには、宗門各聖のご協力を得なければなりませんし、もう少し宗門の皆さまにご説明が不足であった。情報公開という声が沢山ございますけれども、説明不足であったことを反省いたしまして、本日いろいろの意見を受け承りましたことを胸に入れまして、今後宗務を担当していきたいと思っておりますので、よろしくご指導の程お願い申し上げます。

## 座

長 先程来、各分科会の要望の中にも、何らかの形でこの修法問題について、私たち参加者が真剣に討論をして、また一つの方向づけとして、教化研究会議の名のもとに決議文を出したらどうかというような要望がい

くつか出ていますので、ここで皆さんにお諮りをしたいと思います。第二十一回中央教化研究会議という名のもとに決議文を採択をして、当局並びに全国の所長、宗会議員宛てに出すかどうかをお諮りしたいと思います。

決議文を採択することに賛成の方、挙手願います。(挙手)有難うございました。

昨夜座長会議をもちまして、各分科会の報告を受け承りまして、こういう事態になることを予想いたしました。骨子を作つて参りましたので、只今朗読をさせて頂きます。それでご異議なかつたら拍手でもつて確認をして頂きたいと思ひます。

(決議文朗読)

(拍手)

ありがとうございます。この決議文を採択されたものとして、ただ今皆さんの絶大な拍手で採択されましたことをもう一度確認いたしました。この問題を閉じ、全体会議を終らさせて頂きたいと思ひます。